

鹿 児 島 県 公 報

令 和 2 年 12 月 25 日 (金) 第 170 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告

示

○有害な図書等の指定	(青少年男女共同参画課取扱い)	1
○生産事業者の登録	(森林経営課取扱い)	1
○保安林の指定 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	2
○保安林の指定の解除 (2件)	(森づくり推進課取扱い)	3
○保安林の指定の解除予定の通知	(森づくり推進課取扱い)	3
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定	(水産振興課取扱い)	3
○公共測量の実施	(監理課取扱い)	4
○公共測量の終了	(監理課取扱い)	4
○道路の区域の変更 (3件)	(道路維持課取扱い)	4
○道路の供用の開始 (2件)	(道路維持課取扱い)	5
○市街地再開発組合の事業計画の変更の認可	(建築課取扱い)	5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1131 号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令 和 2 年 12 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25374	令 和 2 年 12 月 15 日	雑 誌	実話ナックルズGOLD Vol.17	大洋図書	全 部	著 しく 青 少 年 の 性 的 感 情 を 刺 激 し , 又 は 著 し く 青 少 年 の 粗 暴 性 若 し く は 残 虐 性 を 助 長 し , そ の 健 全 な 育 成 を 阻 害 す る お そ れ が ある 。
25375			実話ナックルズウルトラ Vol.11	大洋図書		

鹿 児 島 県 告 示 第 1132 号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

令 和 2 年 12 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第8081号	吉留 美春 曾於市大隅町中之内4056番地 2	幼苗の育成	吉留 美春 曾於市大隅町中之内4056番地 2
第9109号	有限会社美土里 肝属郡錦江町田代川原 5282番地 1	種穂の採取 幼苗の育成	有限会社美土里 肝属郡錦江町田代川原 5282番地 1
第9110号	門倉 浩子 鹿屋市吾平町上名5747番地 1	種穂の採取 幼苗の育成	門倉 浩子 鹿屋市吾平町上名5747番地 1

鹿 児 島 県 告 示 第 1133 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
いちき串木野市河内4221番 1, 6072番 2
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びいちき串木野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿 児 島 県 告 示 第 1134 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 保安林の所在場所
鹿児島市本名町5374番 2, 5402番 10
- 2 指定の目的
干害の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿児島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1135号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字長命堀4148番15・4148番17・4148番20（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
廃棄物処理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1136号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字長命堀4148番15・4148番17・4148番20（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
廃棄物処理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1137号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
曾於市末吉町深川字御平田9129番5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1138号

熊毛郡屋久島町安房2294番地7 梅本勝己及び熊毛郡屋久島町安房2722番地6 箕作順二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項に

において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 屋久島町安房区域（熊毛郡屋久島町船行，安房，麦生，原及び尾之間の地区）
- 2 区分 主として沖合一本釣り漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1139号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，鹿児島地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の期間 令和 2 年 12 月 14 日から令和 4 年 1 月 31 日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市与次郎一丁目及び二丁目

鹿児島県告示第1140号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，曾於市長から令和 2 年 10 月 20 日鹿児島県告示第911号で告示した公共測量の実施は，令和 2 年 11 月 20 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第1141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 2 年 12 月 25 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	高隈申良線	鹿屋市下高隈町4170番1地先から4425番4地先まで	前	5.6～13.9	440.0
			後	11.6～50.2	440.0

鹿児島県告示第1142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和 2 年 12 月 25 日から 2 週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	宮ヶ原大崎線	志布志市有明町山重字白渡11338番5地先から11340番11地先まで	前	4.5～6.7	112.7
			後	4.5～6.2	104.3

		志布志市有明町山重字白渡 11341番11地先から11340番 11地先まで	前 後	10.8～37.5 22.7～56.1	88.5 86.7
		志布志市有明町山重字白渡 11340番11地先から同市有 明町山重字山中11659番3 地先まで	前 後 後	4.6～24.6 5.1～24.6 45.5～76.7	207.4 207.4 179.6

鹿児島県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和2年12月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	後田富山線	肝属郡肝付町宮下字竹作 683番2地先から同町宮下 字甲斐元1123番1地先まで	前	6.1～14.0	1,049.5
			前	8.4～54.1	1,032.0
			後	6.1～14.0	1,049.5
			後	6.6～62.6	1,032.0

鹿児島県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年12月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	後田富山線	肝属郡肝付町宮下字竹作683番2地先から同町宮下 字梶前520番1地先まで	令和2年 12月25日

鹿児島県告示第1145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和2年12月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道	屋久島公園安房 線	熊毛郡屋久島町安房太忠岳国有林78林班り小班地先 内	令和2年 12月25日

鹿児島県告示第1146号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により，市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和 2 年 12 月 25 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 市街地再開発組合の名称
千日町 1 ・ 4 番街区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成 29 年 12 月 15 日から令和 4 年 9 月 30 日まで
- 3 施行地区
鹿児島市千日町 1 番 1 から 1 番 21 まで， 1 番 23 から 1 番 27 まで及び 4 番 1 から 4 番 28 まで
- 4 事務所の所在地
鹿児島市照国町 3 番 21 号
- 5 設立認可の年月日
平成 29 年 12 月 15 日
- 6 変更の認可の年月日
令和 2 年 11 月 13 日